

英国政府のアルコール戦略

女王陛下の命により英国内務大臣が国会に提出

2012年3月

The Government's Alcohol Strategy

Presented to Parliament by the Secretary of State for the Home Department
by Command of Her Majesty
March 2012

原文は以下からダウンロードできます

<http://www.homeoffice.gov.uk/publications/alcohol-drugs/alcohol/alcohol-strategy?view=Binary>

和訳：アルコール関連問題基本法推進ネット（アル法ネット）

担当チーム：山本幸枝 田中増郎 渡辺愛 徐 淑子 岡崎直人 今成知美

首相による巻頭言

ビンジ・ドリンキング {注：Binge Drinking=酔酩に至る飲酒・深酒・暴飲。イギリスでは、男性が純アルコール64g超でビール換算1600ml超、女性が48g超でビール換算1200ml超を1回に飲むこととされる} は些末な問題ではない。わが国の全アルコール消費量の半分はビンジによるものだからである。ビンジによって引き起こされる犯罪や暴力のために、病院の資源は浪費され、路上では傷害事件が起り、地域社会には恐怖が広まっている。私の言いたいことは極めてシンプルである。このような状況を続けるわけにはいかないとことだ。我々はビンジ・ドリンキングが原因で引き起こされた暴力の弊害に立ち向かわなければならない。今すぐに。

本国家戦略は、この問題にあらゆる角度からどう取り組んでいくか、その道筋を示すものである。すでに酔酩している人に酒類の提供をしないことにもっと力を入れる。地域社会が開店時間や閉店時間を制限し、酒類販売免許を持つ店舗の密度を規制し、治安維持の経費のために深夜営業に課税することにもっと力を入れる。病院の救急外来に現れる酔っぱらいへの対処に力を入れるだけでなく、酔っぱらいを毎晩送り込んでくる問題ある飲み屋への対処にもっと力を入れる。そして、問題の根幹に立ち向かう真の努力が必要である。それは安価なアルコールを厳しく取り締まることだ。

ビールが水より安ければ、パブに出かける前に、家で安酒を飲んで酔っぱらうだろう。そこで我々は、新たな最低価格の導入を進めている。小売店がユニット {注：イギリスの単位で純アルコール8g} 当たりの最低価格より安く酒類を販売することが、初めて違法となる。取引価格を仮に1ユニットを40ペンスに設定した場合、今後10年先までに、毎年5万件的犯罪が減少し、年間のアルコール関連死が900件は減少することになる。

これは、責任ある飲酒までやめさせたり、業界に負担を加えたり、あるいはこっそりと増税しようという話ではない。全世界が変化を求められているこの時期に、直ちに即効性のある対応を行なおうということである。

明らかにしておこう。この政策はパブに損害を与えるものではない。1ポイント {注：500ml弱} は2ユニットほどである。仮に1ユニット当たりの最低価格が40ペンスなら、パブで出す1ポイント当たりの価格に響くことはない。現実には、スーパーマーケットの安価な代替飲料が値上がりすることによって、むしろパブの利益になるかもしれない。

我々は、この戦略のあらゆる提言について業界と連携しており、酒類業界が責任ある飲酒の普及に向けて役割を果たしていることをうれしく思う。それには、度数の低い商品や小瓶など、幅広い選択肢のなかから消費者が選択できるようにすることも含まれる。この対策によって、2015年までに市場から10億ユニットのアルコールを削減できるはずである。

もちろん、本戦略のなかの提言が、広く人気を呼ぶものでないことは承知している。しかし、政府にいる者の責任は、常に人気のある政策だけを行なうことではない。正しいことを行なうことが求められる。ビンジ・ドリンキングは深刻な問題である。私はそれを規制するために言い訳をするつもりはない。

デビッド・キャメロン

1. 緒言——新たな取り組み

- 1.1 50年前、英国はヨーロッパでも飲酒量の最も少ない国の一つだった。だが現在ではこの50年の間に消費量の増加をみた、ヨーロッパ諸国では数少ない国の一つである。この10年で我が国は、公共の場で目に余るほどの泥酔ぶりを示しても、自分にも人にも迷惑や危害を加えても、許容される文化へと変わってしまった。
- 1.2 アルコール消費は、適量であるなら、成人が健康で幸せな生活をおくり、特に社会性を促進するうえでプラスの効果になる場合もある。地域の安定したパブや商売は、近隣の地域構成のなかで重要な役割を果たしており、雇用の機会や集いの場を提供している。また、利益を生み出す酒類産業は英国経済を向上させてもいる。飲酒者の大多数は完全に責任をもった飲み方をしているものの、今なお実に多くの人がアルコールを過剰に摂取している。そのような過剰摂取が、犯罪、健康、地域社会、子供や若年者に影響を与えているのは明白である。
- 1.3 個人や親によるものか、業界によるものかにかかわらず、無責任、無知、悪習慣が相まって、2010年から2011年だけでも100万件ものアルコール関連の暴力事件が発生し¹、120万人がアルコール関連の原因で病院に入院している。英国の15歳から16歳の若年者によるビンジ・ドリンキングは、他のヨーロッパ諸国と比較してかんばしくなく²、アルコールは、英国での生活習慣病や死亡につながる、喫煙と肥満に続く三大リスク要因の一つとなっている。ストレス解消にアルコールを飲むことが容認された結果、多くの人が慢性疾患のリスクにさらされている。その経費は社会の負担である。アルコール関連の損害のために社会が負う負担は年間およそ210億ポンドにのぼるものと見込まれる。
- 1.4 問題は以下の理由で発生している。
 - 安価なアルコールがごく簡単に入手でき、メーカーのニーズや商業上の利益のほうが、地域社会の懸念よりも優先されることが多すぎる。これが人々の行動に影響を及ぼしている。たとえば、家で過剰に飲む人の数が増え、そのなかには、夜出かける前にすでに“出来上がって”いる人もたくさんいる。最近の調査によると、イングランドのある都市では、17～30歳の逮捕者のうち、約3分の2が夜の外出前にすでに“出来上がって”いたと公言している³。さらなる調査によれば、“出来上がって”から外出する人のほうが、他の飲酒者よりも暴力に巻き

¹ Chaplin, R., Flatley, J. and Smith, K. (2011) イングランドおよびウェールズにおける犯罪 2010/11. 英国内務省統計局報告書 10/11. ロンドン: 内務省. 補足表 7.11-
<http://www.homeoffice.gov.uk/scienceresearch/research-statistics/crime/crime-statistics/bcs-supplementary-tabs/>

² Hibell, B. (ら) 2007年版 ESPAD (アルコールおよび薬物に関するヨーロッパ学校調査プロジェクト: European School Survey Project on Alcohol and Other Drugs) 報告. ヨーロッパ35か国での学生間での物質使用. Substance use among students in 35 European countries.

³ Barton, A. and Husk, K. (近日刊行予定) 外出前の飲酒をコントロールする: イングランドの夜間経済におけるアルコール関連の暴力. “Drugs and Alcohol Today”

込まれる可能性が2.5倍高いという結果が示されている⁴。

- 前政権はこの問題の取り組みに失敗した。前政権の政府許可局が盛んに公約した活気あるカフェ・カルチャーは日の目を見ることがなかった。自分自身だけでなく人にも及ぶ結果をかえりみず、酔うために飲むという人たちにアルコールを提供する場所はあまりにも多く、したがって荒廃したままになっている。
- 飲酒で他人に被害を及ぼす人や、そのような行動を容認し、むしろけしかけているような業界に対し、異議を唱える対策がこれまで十分になされていなかった。その結果、責任感のある市民や企業が、無責任な市民や企業の代償を支払っている。

1.5 この戦略は、対策の抜本的な変更を示唆し、無責任な飲酒に対する形勢を一変させようとするものである。このような変化は一夜にして実現できるものではない。地域の機関、業界、地域社会や政府の長期間にわたる持続的な行動が必要となる。我々がやろうとしていることは：

- さし迫って全面的な変化が必要とされるものには、断固として、迅速な行動をとる。2章では、安価な酒類の入手しやすさや無責任な販売促進に、どう歯止めをかけるかが詳しく示されている。酒類の最低価格の導入や、まとめ買いによる値引きを禁止する制度の導入にも取り組む。
- 地域の問題は地域で解決できるようにし、街中で起こる飲酒時の暴力犯罪を減らし、保健の不均衡に取り組めるようにする。3章では地方自治体が、受け入れ難い行動を年中とっている人たちに挑み、必要とあらば、問題の店舗や施設を閉店に追い込むなどの対応措置が取れる、広範囲にわたる手段や権限を示している。それにより地域社会は自ら決断を下し、効率よく連携して、地域が地域のサービスの責任を問われたときに必要な情報が与えられるようにしている。
- 免許店舗数の密度を規制して健全にする強力な権限を、免許を供与する機関に与えていく。また、「早朝営業禁止命令」を発することができる権限により、開店時間を遅くしたことが問題を起こしているのであれば、酒類販売を規制する権限を地域に与える：新たに深夜営業税を導入し、深夜まで営業する業者が治安維持の費用を賄うようにする：過剰なアルコール摂取のために罪を犯した場合、禁酒計画の方向に導くことで、飲酒は無条件の権利だという概念に歯止めをかける。また救急外来で容認できない行動を取る酩酊者に対処している病院を支援する。
- 人々の飲酒行動を変えるにあたり、業界の支援を確保する。4章では、過剰なアルコール摂取から責任ある飲み方へと、また、不品行につながるアルコールから好ましい“つきあい酒”へと、飲酒文化を変えていく上で、業界が果たす重要な役割を認め、さらに、「責任協定 (Responsibility Deal) 」にのっとり、業界がアルコールの乱用を防止する責任と行動を明確に示している。たとえば、消費者がオフ・トレード{注：販売場所では飲酒を認められていないスーパーや小売店など}であれ、オン・トレード{注：販売場所で飲むための酒を販売。バー、パ

⁴ Hughes, K., Anderson, Z., Morleo, M. and Bellis, M.A. (2008) 'アルコール、ナイトライフと暴力：健康被害および刑事司法の結果に及ぼす外出前と外出時の飲酒の相対寄与', *Addiction*, 103 (1), pp 60-5.

ブ、レストランなど}であれ、アルコール度数の低い商品を幅広い選択肢のなかから選ぶことができるようにし、それによって2015年までに市場から10億ユニット分を削減することなどである。責任をもって役目を果たしている事業の支援を行ない、有効活用することを約束するが、「責任協定」によって、あらゆる業界に挑戦を挑み、責任のある酒類の製造、販売、宣伝にさらに迅速に取り組み、さらに前進させていくことも約束する。

- 個人単位では、健康的で責任ある飲み方についてインフォームドチョイス（十分な説明を受けた上での選択）ができ、過剰な飲酒はもはや容認されないことを認識してもらう。5章ではどうすればだれもが過剰なアルコール摂取を取り巻く危険を理解し、自分のためにも家族のためにも正しい選択ができるようになるかを示している。また、医務部長のDame Sally Davies氏には、成人のためのアルコール・ガイドラインのレビューの監督を依頼している。このレビューは、成人のための国民医療保険制度（NHS）の健康診断のアルコールチェックも含め、支援システムを詳細に紹介しているもので、行動を変えるためには特定の支援が必要だという人に必ず行き渡るようにする。

1.6 我々の目標は明確である——アルコールに対する姿勢を徹底的に正し、過剰に飲酒する人の数を減少させることである。我々が期待する結果は以下のとおりである。

- 行動変容。自分にも他人にも危害を及ぼす飲み方は容認されないのだと人々が認識するようにする。
- 飲酒による暴力犯罪件数の減少
- NHSガイドライン⁵より多く飲む成人の数の減少
- ビンジ・ドリンキング⁶をする人の数の減少
- アルコール関連死の件数の減少
- 11～15歳の飲酒人口と摂取量の持続的な減少。

1.7 アルコール乱用や障害、有効な対策などの動向についてのさらに詳しい情報はアルコール学習センターで入手できる (<http://www.alcohollearningcentre.org.uk>)。

1.8 この戦略に示された課税は、英国全体に適用される予定である。またこの戦略にある、犯罪や治安維持対策、酒類販売免許、価格設定は、イングランドとウェールズのみを対象としている。スコットランドと北アイルランドの行政政府とは密に連絡を取り、一致する問題については協力して取り組む。

⁵男性の場合1日の飲酒量が3-4ユニット（純アルコール24~32g）を超えない、女性の場合は1日の飲酒量が2-3ユニット（純アルコール16~24g）を超えない。

⁶前の週で最も飲酒した日の飲酒量の自己報告から、男性では1日に8ユニット（純アルコール64g）超、女性では1日に6ユニット（純アルコール48g）超と判断した。

2. 流れを変える

- 2.1 過去10年で、我々はアルコール摂取や、アルコールが引き起す傷害に対する国民の意識が劇的に変化するのを目のあたりにしてきた。人口がおよそ10万人の地域社会の1年あたりの推測を以下のように出している。
- 2,000人がアルコール関連の病気で入院する。
 - 1,000人がアルコール関連の暴力犯罪の犠牲となる。
 - 400人以上の11～15歳の若年者が毎週飲酒する。
 - 13,000人以上がビンジ・ドリンキングをする。
 - 21,500人以上が習慣的に低リスクレベルを超える飲酒をする。
 - 3,000人以上に、アルコール依存の兆候がいくつか見られる。
 - 500人以上が中程度もしくは重篤のアルコール依存になる。
- 2.2 この統計により、飲酒者すべて（どんな人か、何をやる人かは問わず）が自分の飲酒行動に責任を持ち、当たり前のこととして危険度の低い飲み方をすべきであるという、疑う余地のない緊急なニーズが浮き彫りにされた。そのためには、個人・地域社会・地方自治体・業界の力を結集した全体的な行動が求められる。これからの章では、その達成のため、政府がどう支援してそれを可能にし、どう取り組んでいくかを明らかにする。
- 2.3 アルコール関連の傷害、犯罪、疾患に立ち向かうには、地域ぐるみで、可能なら地域が直面する問題を把握している人たちで行なうべきである。だが、国中で急激な全面的変化を遂げるには、その根底にある問題に取り組む行動が必要な場合がある。この章では、無責任な酒類販売や宣伝を行なう風潮を政府がどう変え、どう導いていくかを述べている。

安価なアルコールを入手しにくくする

- 2.4 2010年には、イングランドとウェールズだけで421億ポンドがアルコールに費やされた⁷。アルコールは大幅に値引きされ、今ではラガー1缶がわずか20ペンス、2リットル入りのサイダー{注：リンゴを発酵させて作ったアルコール飲料}のボトルが1.69ポンドで購入できる。ここに強力で揺るぎないエビデンスがある⁷⁸。つまり、酒類の価格が上昇すれば需要は減る。そうなれば、日ごろから大量に飲んでいる人や、18歳未満の若年飲酒者に及ぶ被害が低減するということである⁹。もはや我々にこれを無視する余裕はない。

⁷ Clancy, G. (2011). 2011 第1 四半期の消費者動向, No. 60. 英国国家統計局
<http://www.ons.gov.uk/ons/rel/consumer-trends/consumer-trends/q1-2011/index.html>

⁸ Booth, A., Meier, P., Stockwell, T., Sutton, A., Wilkinson, A., Wong, R. (2008) アルコール価格と販売促進の独自報告. 保健省

⁹ アルコールの値上げで起こりうる影響：エビデンスに基づいた概要 (2011). Home Office

- 2.5 2010年11月の酒類の課税についての政府の概説によれば、大半の飲酒者はマナーを守り、責任を持ってアルコールを摂取している。しかしアルコールの問題摂取に結びつく被害については、いまだ懸案事項である。政府はすでに大幅に値引きされたアルコールについて対策を講じている。
- 2014年から2015年の各年に小売物価指数（RPI）を2%上回るよう酒税を上げる。
 - サイダーに「果汁最低含有率」のルールを導入する。従来サイダーに課せられていた比較的低い税率は、アルコール度数の高い白サイダーには適応されない。
 - アルコール含有量（ABV）が7.5%を超える度数のビールには高めの税率を、ABVが2.8%より度数が低いビールには低めの税率を新たに導入し、税率をアルコール度数にできるだけ合わせる。
- 2.6 アルコール度数に合わせてワインの酒税を上げるEUの取り決めに将来どのような変更があっても、英国は支持する。英国はまた、2013年入荷予定のワインの市場共同機構改革（Reform of the Common Organization of the Market in Wine）についてEU委員会が提案している、健康面も盛り込んだ影響評価の全容を求めていく。
- 2.7 これは意義のある前進だが、消費と価格には強い関連があるため、もっと踏み込んで、酒類の無責任な販売促進や値引きに歯止めをかけなければならない。まさにこれが、我々が過剰なアルコール摂取の問題に立ち向かうために大掛かりな取り組みを行なう理由である。
- 2.8 イングランドとウェールズでは初めてのことだが、アルコールを規定より安い価格で販売することを認めない、酒類の最低価格制度（MUP）を導入する。できるだけ早急に法案を提出することを視野に入れ、これから数ヶ月のうちに取り組む予定である。
- 2.9 オフ・トレード（小売店）でのまとめ買いによる販売促進の禁止に取り組む。つまり、瓶や缶のアルコール飲料をケースで何箱買っても、1本当たりの定価より安くなることはない。これにより、店舗で顧客がまとめ買いをすれば割引があり、したがって予定していた以上に購入する気になる酒類販売促進やセールに終止符が打たれるだろう。
- 2.10 オン・トレード（パブやバー、レストランなど）については、すでにかかなりの規制があり、飲酒環境も管理されているため、現在のところこの禁止事項を適用する予定はない。アルコールに関する強制条例（Mandatory Code for Alcohol）にある現行の義務の見直しに着手し、パブやクラブでの無責任な販売促進などの問題に十分に的が絞られているか確認する。また、酒類販売にかかわるすべての関連分野についても、強制条例の適用に取り組む予定である。
- 2.11 酒類の最低価格制度（MUP）の導入を前提としているため、現在のところ（酒税+付

加価値税として定義される) 原価以下の酒類の販売禁止を実施する意向はない。最低価格制度 (MUP) を導入すれば、過剰利潤に課せられる個別の税金がなくても、多くの小売業者には純利益がもたらされるはずである。過剰利潤に対して新規の課徴金や税金を導入するよりも、業界と協力して、顧客に対してほかの分野でより良いものを提供できるよう、新たな歳入を使用できるようにしていく (酒類が目玉商品として損失覚悟で売られるということは、節度ある飲み方をする人が毎週通う店の支払いで大酒飲みに効率的に助成金を出しているということ、そのような状況に終止符を打つということである)。

酒類の広告

- 2.12 広告とアルコール消費量との間に関連性があることはよく知られている。特に18歳未満については関連性が強い¹⁰。この問題の解決に向けて、酒類広告の全面禁止を導入している国 (ノルウェー) や、TV広告の禁止などを導入している国 (フランス) もある。現在のところ、わが国では禁止に見合うだけの反応を示すエビデンスは見られないが、酒類広告の有害な影響を断固として最小限にとどめていく。
- 2.13 英国の酒類広告はすでに、若年者に的を絞ったり、若者の興味を引いたりすることを防止する規制対象になっている。この規制は、放送、印刷物、オンライン広告にも及んでおり、英国広告基準局 (ASA) やポートマン・グループ {注: 酒類メーカーが会員となっている} が管理する共同規制 (Ofcom: 英国情報通信庁との) と自主規制を組み合わせたものである。ポートマン・コード (規約) は、スポンサー、販売促進、製品のパッケージといったマーケティングを対象にしている。我々はポートマン・グループと協働で、容認できないマーケティングがどこで発生しているかを見極める。それは、小売店から該当銘柄を排除する結果になるだろう。
- 2.14 現行の規制には、酒類の広告についての諸問題に対処する法的な力があるのだが、このシステムは、この規制について知識があり、苦情の申し立て方を理解している人たちにかかっている。この規制に対する国民全体の意識を高め、フィードバック (反応・意見) を促すため、業界や関連機関とともに取り組んでいく。
- 2.15 18歳未満の若者に '特にアピール' するような内容の広告を阻止する規制がいくつかある¹¹。そういう規制は若年者を対象とすることを禁止しているものの、18歳未満の大多数の若者が酒類の宣伝を目にする可能性がある。ASAとOfcomと連携しながら、酒類の販売促進を促す宣伝が、若年者を強く引きつける番組で放映されていないか確認できる方法を検討していく。

¹⁰ Booth, A., Meier, P., Stockwell, T., Sutton, A., Wilkinson, A., Wong, R. (2008) 酒類価格と販売促進に対する効果の独自報告 保健省

¹¹ 放送広告については、視聴者調査委員会 (BARB)¹¹ の視聴者指数が、10~15歳が120以上 (つまり人口の20%以上) になった時に制限が設定されるようになっている。同様に放送広告でない場合、観客の25%以上が18歳未満の際にはアルコール飲料の広告はどのメディアでも使用できないという特別な規制がある。

- 2.16 近年の放送チャンネルの大幅な増加にともない、酒類のマーケティングに触れる機会も増大している。重要なのは、このようにキャパシティが増えたことで、スポンサーは、若年者が酒類のマーケティングに触れる機会を、もっと的確に、最小限度に食い止めることができるようになったことである。ASAは最近になって、その権限を新規メディアでのマーケティングにまで広げた。我々はASAと協力し、ASAがもつ政治的権力をオンラインメディアやソーシャルメディアに徹底的かつ積極的に生かし、さらに業界とも協力し、酒類業界のホームページや関連のソーシャルメディアに見合った人たちの実年齢を確認するプログラムの開発を図っていく。
- 2.17 「ベイリーレビュー (Bailey Review) 」の一環として、ASAやOfcomなどが加入するメディア規制機関が、最近、利用者にとって使いやすいウェブサイト、「ペアレントポート (ParentPort) 」を親向けに立ち上げた。これは、番組や広告、製品やサービスなどが子供たちに不向きで不適切と感じたら、親たちはすぐに苦情や意見を書き込んだり、規制について情報を求めたりすることができるものである。今後はアクセス数の多いサイトにParentPortへのリンクがはられるようになることを期待している。そうすれば、ふさわしくないと思った酒類の宣伝があったとき、すぐに報告できる。また、ASAやほかの関連団体と連携し、アルコール度数の低い製品の販売促進や責任ある飲酒行動の促進を妨げるような慣習や誘因にも目を向けていく。

新たな課題への対応

- 2.18 政府には、新たな課題や脅威を見極め、それに取り組んでいく責任がある。たとえば、酒税に関する不正行為の増加といった犯罪が関連するもの；若年成人の肝疾患罹患の増加といった健康に関連するもの；偽造酒が簡単に入手できるようになったという両方に関連するものなどである。
- 2.19 酒税の不正行為による政府の損害額は年間12億ポンドに及んでおり、その大半は組織犯罪グループによるものである。2010年、HMRC（英国歳入関税局）は、あらゆる手口の酒税の不正行為に取り組む新戦略を導入した。にもかかわらず、とりわけビール税の不正はいまだに重大問題となっている。2012年に政府は、酒税不正対策に取り組む意向を表明した。そこには、ビールに国庫収入を示すマークを導入し、サプライチェーンを立法化し、卸売酒販業者を免許制にすることなどが盛り込まれている。
- 2.20 英国では、2001年から2009年にかけて肝疾患が25%増加した。アルコール関連の肝疾患は、あらゆる肝疾患に関連した死因の3分の1（37%）を超えている¹²。この治療のためにNHSが負担する費用は、2015年までに年間10億ポンドにのぼることが予測されている。肝疾患の原因は過剰飲酒だけではないが、大きな原因がアルコールにあることは否めない。最近発行された肝疾患への戦略には、肝疾患は国家の増大懸念であ

¹² 肝疾患による死亡：英国における介護の終焉(2012) NHS National End of Life Care Programme

るという理由、この疾患をうまく予防するために必要不可欠なこと、NHSと地方自治体がこの問題に取り組むために必要なことなどが明確に示されている。

国の対策として以下のことを実行する：

- 酒類の最低価格制度を導入し、オフ・トレードでのまとめ買い促進の禁止を協議することで、安価な酒類の入手に対策を講じる。
- アルコールに関する強制条例（**Mandatory Code for Alcohol**）にある現行の義務の見直しに着手し、パブやクラブでの無責任な販売促進などの問題に十分に的が絞られているか確認する。
- ビールに国庫収入を示すマークの導入、サプライチェーンの立法化、卸売酒販業者の免許制などを盛り込んだ酒税不正対策に取り組む。
- ポートマン・グループと協力して、容認できないマーケティングがどこで発生しているかを確かめ、違反した銘柄を小売店から排除する。
- **ASA**と**Ofcom**と連携しながら、酒類の販売促進を促す宣伝が、若年者を強く引きつける番組のなかで放映されていないか確認できる方法を検討する。
- **ASA**と協力し、**ASA**がもつ政治的権力をオンラインメディアやソーシャルメディアに徹底的かつ積極的に生かすようにし、さらに業界と協力し、酒類業界のホームページや関連のソーシャルメディアに見合った人たちの実年齢を確認するプログラムの開発を図る。
- **ASA**や関連団体と連携し、アルコール度数の低い製品の販売促進を妨げている慣習や誘因に目を向ける。

3. 地域での適切な行動

- 3.1 地域のコミュニティ、サービス、ビジネスは、その地域で起こったアルコール関連問題に取り組み、対応の方法を行使し、地域の人たちが望む文化を展開できるという、うってつけの位置にいる。昨年一年間で我々は重要な一歩を踏み出し、地域の機関がその地域に適した行動を起こせるようにした。さらに、犯罪、治安維持、健康、販売状況の改革など、新たな取り組みに着手した。それによって：
- 2013年4月からは、アルコール・サービスへの財政支援を含め、使途限定型の公衆衛生助成金が上層部や単一（ユニタリー）地方自治体に給付される。地方自治体の支援は英国公衆衛生局（Public Health England）が行なう。それによって、地域のニーズに応じたサービスを自由に策定でき、効率的だと判断されたら連携して取り組むこともできる。そこから早期介入の余地が最大限に生まれ、特定の集団のニーズにふさわしい方法で対応することができるようになる。
 - 「健康・福祉委員会」は、協議会・NHS・地域コミュニティをひとつに結びつけ、JSNA（合同戦略的ニーズ評価Joint Strategic Needs Assessment）によって、地域のニーズや優先事項を把握し、そのニーズに応えるために一丸となって取り組む対策を立案する共同健康・福祉戦略を展開することになっている。委員会は、健康・社会福祉サービスと、刑事司法サービス、教育あるいは住宅などの健康関連サービスとの統合を進めることができ、それによって、個人のニーズに関係するサービスが結び付けられ、地域住民の健康と福祉の効果に改善がみられるようになるだろう。
 - 2012年11月から、地域の警察活動は市民の優先権によって動かされること、さらにその地域で講じられた措置については警察長官に説明責任があることを、直接選挙で選ばれた警察犯罪局長官PCC（Police and Crime Commissioners）が確約することになっている。PCCには、その中心的役割である警察活動のみならず、犯罪や反社会的な行動を軽減させる権限があり、さらに、パートナーとともに実行に移す資金提供を受け、委託権限を持てるようになる。PCCは地域のリーダーたちと協働し（健康福祉委員会、臨床コミッショニンググループ、地方自治体との強力なつながりの確立を含める）、一連の犯罪や健康問題について、共通する原因をパートナーとともに明らかにし、さらに地域の安全が最も有効に保たれ、刑事司法の成果が達成できるようにする。
- 3.2 このような地域構造にすることで、住民の健康からコミュニティの安全性まで、さらにアルコールに依存する人たちや犯罪者のニーズまで、全住民やあらゆる問題のニーズが確実に考察されるメカニズムになる。地方のエリアは、薬物やアルコール・サービスを委託する際には、このような広範な目標を実現するための的確な説明、責任、義務について確認すべきである。

地域レベルで行動を改めるには

- 3.3 過去数年の間に、街の中心街は夜間時間帯の経済活動にますます力を入れるように

なり、その結果、酒類販売免許を持つ店舗が増加した。ダーハムのようなエリアや、全国に広がる Best Bar None、Purple Flag、Community Alcohol Partnerships、Pubwatch、Business Improvement Districts などのプログラムによれば、業界、警察、地方自治体が協力し、過度の飲酒問題に繰り返し取り組んでいても、繁栄と成長を続ける夜間経済には影響がない、ということである。

- 3.4 地域住民が自分たちの望む生活環境の基準と行動様式を設定するのは、その地域住民の責任である。我々が直接選挙で選ばれた PCC を導入した治安維持や、「警察改革および社会責任法案 2011」(Police Reform and Social Responsibility Act 2011) にのっとった酒類販売免許についての取り組みを根本から改革した理由はそこにある。それにより、地域のアルコール問題については地域の機関に権限を戻し、地域の商売の開店時間と閉店時間について強く規制できるようにし、犯罪や混乱が早朝にまでおよぶことに歯止めをかける。
- 3.5 我々は地域に対し、アルコールの害に断固とした態度で臨み、必要ならば問題の店舗を閉鎖できる権限を与えている。2012 年 4 月 25 日から、酒類販売認可局や地方保健機関は、「免許法 2003」のもとに、正式に「政府側の権限者」となる。それによって、申請や再審査が自動的に通知され、もっと簡略に免許の再審査を進めることができるようになる。同時に、新たな権限により、「必要」から「妥当」への敷居を低くすることで、免許を無効にしたり、条件を付けたり、棄却したりすることができ、無責任な商売に意義を申し立てやすくしている。
- 3.6 個人および地域コミュニティもまた、地域の決定に参加できる更なる権限を持つことになる。許可を受ける際の近隣テストはなくなる。それは、近隣に住んでいる人のみならず、誰もが（どこに住んでいようが）酒類販売免許を与えるか、取り消すかの決定に参加できるということである。2012 年 10 月からは、EMRO（早朝営業禁止命令）を出す権限が地方エリアに与えられ、問題がある場合には深夜の酒類販売を規制できるようにしている。
- 3.7 一地区当たりの酒類販売店数と、犯罪や健康被害あるいは若者への害といった害のレベルとの間には因果関係があるというエビデンスがある¹³。したがって、酒の提供施設が害の主な要因になっているところでは、地域のコミュニティが店舗の密度を制限できるようにすべきである。CIP(累積効果政策 Cumulative Impact Policies)でも、一部の問題についてはこの方法で取り組むことができるが、我々は一歩進んで、免許法 2003 に関する法定指針を修正し、次のことを明確にする。まず、CIP を

¹³ Popova, S., Giesbrecht, N., Bekmuradov, D. and Patra, J. (2009) 酒類生産の販売日数および時間と密度：アルコール消費と被害に及ぼす影響：システムティックレビュー Alcohol & Alcoholism. Vol. 44, No. 5, pp500-516

オン・トレードにもオフ・トレードにも適用すること、そして、一定の閉店時間、交互の閉店時間、適切ならば地区制などの施策を使って、酒類販売許可局はその地域のニーズを反映させること、である。さらに我々は、地方の権限や住民の能力を強化し、酒類販売許可局が決定を行なう際、エビデンスの負担を減らすことで、CIPの導入の簡潔化をはかり、店舗の密度を規制できるようにする。

- 3.8 我々はまた、さらにもう一步進んで、アルコールに関する地域活動をガラス張りにし、一般の人たちにもっとオープンにしていく。ポリス.ukは、イングランドおよびウェールズ全域のコミュニティに、キーポイントである公共の場や、病院、ナイトクラブ、スーパーマーケット、あるいはその近辺などの、街頭で起こる犯罪や反社会的行為についての情報を提供している。2012年5月からは、そのような場所で起こった犯罪の調書が取られたあと、どうなったのかという情報も提供される。例えば、警察が取った行動や、裁判所で言い渡された判決などについてである。一部地域では、禁酒命令 (Drinking Banning Orders (BDO)) が課せられた人の詳細など、さらに詳しい情報を公表する場合もある。我々の改革の一環として、地元で酒類販売許可を決定する際には、コミュニティがもっと広くかかわるよう奨励している。2012年4月からは、酒類販売許可局に、新規に許可申請を出す際には地域で重要な情報を発表するよう求めることになっている。その情報には、関連のある店舗の住所の詳細や、販売許可局に陳情する方法についてのガイダンスも含まれる。さらに我々は、地元のアルコールの穴場、あるいはその近辺で起こった犯罪について詳しい情報を提供し、また、さらに詳しい販売許可のデータをオンラインで試験公表するにはどうすればよいかも指導していく。そのためには、例えば、地方自治体と協力して、店舗用の販売許可の状況をオンラインで公表するよう働きかけていく。そうすれば、一般の人たちは自分たちの状況が分かり、条件が破られていたり、販売許可を持つ店舗が無責任で、酔っぱらいの行動に対処せず、そのために病院に入院したりといった情報も報告することができる。

チャレンジと法律の施行

- 3.9 コミュニティはアルコール関連の犯罪や騒動を許容する必要はない。市民のおよそ4分の1 (24%) が、酔っぱらいや乱暴は、地域における問題行為だと考えている¹⁴。酔っていたからといって、自分の責任が見逃されるなどと期待してはいけない。地方機関や警察は、危害を加えた人に、その行動の結末に直面させる権限を持つべきである。
- 3.10 地域サービスはすでに、自傷行為や他人に危害を加える人たちに対抗する、多岐にわたった手段や権限を利用できるようになっている。我々は、警察や地方自治体が、無責任な店舗や個人に立ち向かい、コミュニティで最も弱い者を守るため、迅速で

¹⁴ Chaplin, R., Flatley, J. and Smith, K. (2011) *Crime in England and Wales 2010/11*. イングランドとウェールズにおける犯罪2010/11 Home Office Statistical Bulletin 10/11. London: Home Office

確固とした行動を取って罰することを期待している。つまり、夜間時間の経済を管理し、悪の芽をつぼみのうちに摘み取り、地域の方向を定めることが非常に重要なのだ。多くの地域では、あとになってもっと重大な行動を起こさずに済むよう、問題を軽減する努力目標を掲げて警察が予防的役割を果たしている。アルコールによって生じる問題の管理に夜回りの警官を増員したら、地域の資産を逼迫しかねない。2012年10月から、新たに深夜営業に課税をすることで、深夜まで酒類を販売する事業に、治安維持や地方自治体の幅広い活動の費用を負担してもらう権限を地域に与えていく。これにより、地域がニーズのある場所に集中して、目に見える積極的な治安維持を行なえるようになるだろう。

- 3.11 我々はまた、弱者を保護するための強力な権限が地域に確保されているかどうかも確認している。18歳未満の若者にアルコールを繰り返し販売したことに対する罰金の最高額を2万ポンドにまで倍増し、若者に繰り返しアルコールを販売していることが判明した店舗を閉鎖させる手続きも簡素化している。警察はまた、18歳未満の若者からアルコールを押収する権限もあり、また、公共の場でアルコールを繰り返し所持するというさらなる犯罪行為を起訴することもできる。刑事司法制度のなかで量刑協議会などとも協力し、違法な販売行為を繰り返す者を起訴し、判決を下すため、既存の権限のより一層の活用を奨励している。
- 3.12 手段や権限が十分に生かされていないと判断した場合には、この状況を変えるため、警察などと協力していく。例えば、免許法2003のもとでは、酔っているとわかっていながらアルコールを提供するのは犯罪行為とされているが、2010年をみると、この犯罪に対する有罪判決はわずか3件しかなかった。これは地域に対する強力なメッセージになるだろう。どうすれば既存の権限を最大限に生かせるか、どうすれば試験的な購入によってそれを支えていけるか、警察と協力して、酩酊者にアルコールを提供する問題に取り組んでいく。
- 3.13 地域のコミュニティが、手段的が絞られていないとか、十分な効果がないと考えている場合、地域の問題に取り組むために、警察や地元の協力者たちに対し、迅速で適応性のある権限を与えていく。例えば、許認可を行なうチームはますますその数を増やしているが、現在そのチームは、PCSO(Police Community Support Officers コミュニティを支える警察官)とサポートスタッフで構成されている。それゆえ、PCSOが酒類販売の許可を受けている店舗に立ち入り(免許法2003第179条)、地域で販売許可が発効される支援を行なう更なる自由裁量権という便宜が求められるだろう。反社会的行為に対処する手段や権限の改革により、我々は問題飲酒にも取り組んでいく。

権利と責任

- 3.14 救急外来科は、暴飲をして、治療の順番を待っている人たちに不安や苦痛を与えた者によって、一触即発の状況になることもある。病院で暴力や騒動を起こした者を

絶対に見逃してはならない。このような容認しがたい行動に取り組み、活用できるさまざまな範囲の対策を我々は実施していく。

3. 15 我々は、NHS Trust(国民保健制度トラスト)およびファウンデーション・トラストが地域の警察と協力し、Community Safety Accreditation Scheme(生活安全認定政策)のもとに権限が与えられている病院の警備員などが適切な措置を講じられるよう支援していく。この制度のもとで認定を受けたスタッフは、酩酊状態にある行動のために、人に迷惑をかけ、不安や苦痛を与えそうだと判断したら、その飲酒者に秩序を乱したかどで罰金 80 ポンドの罰則通知を発行する権限が与えられている。また、公共の場と指定された場所でのアルコール摂取も取り締まることができる。病院のなかには、救急外来に警官を常駐させると効果があると判断しているところもある。我々は警察に対し、このようなモデルに目を向け、深夜課税資金を活用して地方のニーズに見合った役割を支えていくよう働きかけていく。
3. 16 救急外来に治療を受けに来たなら、周囲の状況を尊重すべきである。そうでないと、ほかの人と同じような治療や扱いを受ける権利を失うことになる。NHS の規約では、救急外来の待ち時間を最大 4 時間と設定しているが、虐待的な態度や暴力行為は、救急外来に入ることを拒絶する正当な理由になると認識されている。つまり、救急外来で乱暴をはたらく酩酊者の治療をスタッフは拒否できるということである。我々は病院スタッフに対する暴力行為への取り組みをさらに徹底させる。反社会的行為に対する手段や権限を改革する一環として、新規の禁止命令を展開しており、NHS プロテクト(公共医療全体で犯罪を特定し、取り組めるよう導く機関)にこれらの禁止命令を適用する権限を与えることを検討する予定である。そうなれば、病院で繰り返し問題を引き起こす者、たとえば、年中酔っぱらってはスタッフに暴力をふるう者に対応できる権限が NHS に与えられる。
3. 17 我々は地域エリアにも、酩酊行為に対処しない無責任な店舗に対して断固たる行動を取ることを可能にする新たな権限を与えている。2012 年 4 月 25 日をもって、酒類販売許可局と地域の保健機関は、免許法 2003 の下で、公式に『政府側の権限者』となる。これで初めて、地域の健康機関が許可証の見直しを進めていくことができるようになる。これは、特定のパブでアルコール関連の暴力を起こし、救急外来にやってくる患者に年中対応している病院が、そのような店舗の酒類販売許可証の見直しをさせることができる、ということである。それで改善しなければ、我々は販売許可が取り消されるよう、求めていく。
3. 18 酒類販売免許局が累積効果政策(Cumulative Impact Policies(CIP))の決定の際、健康関連の害を考慮に入れることができるのは極めて重大なことである。これが現在の不均衡であり、これで保健の不平等で苦しんでいる貧困コミュニティなどの地域の福祉に重大な貢献ができるはずである。したがって、特に累積効果に関連した酒類販売免許にかかわる新たな健康関連目標について、協議を開始する予定である。

それにより、健康機関が新規に免許をとるための出願書類に関する決定を提案でき、救急外来で起こっているような、地域が受ける健康被害が、新規に免許を与えるか否かを決定する大きな要因となる。

- 3.19 さらに、飲酒は、いかなる責任も伴わない絶対的権利であるという認識に終止符を打つ。我々は、アルコール関連犯罪で有罪判決を受けた人に対し、「条件付き警告」や地域内刑罰の一環として、既存の権限を活用し、強制禁酒計画という革新的な試みを実行する。条件付き警告計画は、酔っぱらって騒ぎを引き起こし、器物損壊や治安を乱したというような、比較的低いレベルの不法行為を中心に進めていくことになる。条件付き警告計画の試験地域は、ウェストミンスター、セントヘレンズ、ハル、プリマスおよびカーディフを予定している。本年の後半には、日常的な暴行や身体への障害といった、もう少し重大な罪に目を向けた地域内刑罰として、強制禁酒措置を試験的に実施していく。さらに我々は、法律扶助、違反者判決罰則法案にも禁酒に関する新たな権限を導入していく。
- 3.20 このような試験的な試みにより、酒気検知器と、アルコール濃度を測定する専門的な電子タグの双方をテストし、どのような測定法が、有効性、執行の可能性、コストの面から最もふさわしいかを決定する意向である。我々はすでに、この革新的なタグ装置のテストを始めているが、我が国にとって、このような目的でタグが試用されるのは初めてのことになるだろう。

境界線を超えた取り組み

- 3.21 このどれをとっても、ひとつの機関やひとつのサービスだけではなしえないものである。有害なアルコールの使用の要因は複雑であり、地域によってかなり違いがある。パートナーシップのもとで効果的に取り組みながらアルコール関連の害を減らし、防いでいくことが、このほかにも、福祉、特に若者の福祉を向上させ、犯罪や騒動を減らし、再犯を防ぎ、健康の増進をはかり、地域経済を支えるなど、一連の地域の優先事項につながるはずである。アルコール研修センター (Alcohol Learning Centre) ¹⁵では、効果的な地域の結びつきに関するアドバイスを集約している。バロネス・ニューラブ (Baroness Newlove) ¹⁶は、最近のレポートのなかで、政府が100万ポンドを投入し、地域の機関や企業、さらに極めて重大なことだが、10地域の地域住民が一体となり、正面から問題飲酒に取り組めるよういかにして援助するかを発表している。資金は地方省と地方自治体が供与し、バロネス・ニューラブ主導で取り組みが行なわれる。
- 3.22 その地方のパートナーに、地元の問題の規模や程度を理解してもらい、アルコール関連障害にかかるリスクが比較的高い弱者グループを見極め、行動を起こす優先順

¹⁵ <http://www.alcohollearningcentre.org.uk>

¹⁶

位を確認してもらうには、的確に情報を分かち合うことが極めて重要である。政府のための連携プログラム（The Coalition Programme for Government）のなかに、病院に対して機密情報以外の情報を警察と共有するよう要求する責任が導入された。銃犯罪や刃物による犯罪が起こった場所を把握できるようにするためである。このような責任を実行する際は、あらゆる種類の暴行——その多くはアルコール関連だが——に焦点を合わせる。この責任を果たすため、『カーディフ・モデル（Cardiff model）』に基づいた救急医療大学（College of Emergency Medicine）のガイダンスの普及を促進した。これは、個人データ以外のデータ、特に日付、場所、どのような暴行だったかという核心に迫る情報を、警察と共有する重要性を示すものである。治安維持に重点を置き、問題の店舗に立ち向かうため、情報の積極的な活用を促進する際には、上級臨床医、警察、地方自治体がリーダーシップを取るという役割の重要性が強調されている。

3. 23 カーディフのなかで、このアプローチにより暴力に関連した看護が40%にまで持続的に減少されたことが示されている¹⁷。我々は、全病院に対し、アルコール関連の負傷については極秘情報を除いた情報を警察と共有するよう働きかけていく。

健康被害におけるエビデンスに基づいた行動

3. 24 地方自治体と臨床コミッションンググループは協働で、合同戦略ニーズ評価（Joint Strategic Needs Assessment）により確認された地域のニーズを満たしていく必要がある。公衆衛生助成金（Public Health Grant）からの財政支援により、地方自治体はIBA（確認と簡単な助言：Identification and Brief Advice）を委託できるようになる。これは、健康障害のリスクがある人の飲酒を減らし、せっぱつまったニーズのある人を専門的な治療に向かわせるのに有効であることが証明されている。救急外来科のアルコール連携看護師には再給付が減額されることが知らされており、将来は地方自治体と並んで臨床委託グループから共同出資を受けることになるだろう。
3. 25 地方エリアは連携を深め、クリニカルパスをできるだけ調整し、初期介入と二次予防に向けた範囲を最大限にできるよう支援すべきである。連携して取り組むことで、犯罪者などの特定集団のニーズに的確に対処できるようになるだろう。
3. 26 *Liberating the NHS* 白書と NHS Future Forum の最近のレポートによれば、NHS があらゆる機会をとらえて健康障害を防ぎ、医療専門家と個々の患者とのコンタクトを最大限に活用し、アルコールについて健康的な選択をし、健康な生活を促進する責任を引き続き負っていくことを明らかにしている。NHS 規約に関する NHS Future Forum の作業部会は、規約を強化する取り組みの一環としてこの件を考察していく。

¹⁷ Florence, C., Shepherd, J. Brennan, I. and Simon, T. (2011) :匿名情報の分かち合いと暴力関連の傷害を防止する医療サービス、警察、地方自治体：実証研究と時系列分析 *British Medical Journal* 2011

実行： 地域が地域の問題に取り組むことができるようにする。さらに、

- アルコールの害を低減するための権限を地域の機関に与える。公衆衛生の変革、新しい警察犯罪局長官、酒類販売免許の調整をすることでこれを行なう。
- 深夜の酒類販売が問題の原因となっている場合、早朝禁止命令を導入できる権限を広げることで、これを規制できる手段を地域コミュニティに与える。
- 新規の深夜課徴金を導入する権限を地域コミュニティに与え、深夜まで酒類を販売する業者に治安維持にかかる費用を賄ってもらう。
- 責任のある飲み方ができないことが判明した人から飲酒の権利をはく奪する「しらふ計画」を、5つの地域で試験的に行なう。
- 地域の権限を強固にし、酒類販売免許のある店舗の密度を規制できるようにする。同時に酒類販売免許に新たに健康関連の目標を盛り込む。
- バロネス・ニューラブと協働で、100万ポンドを出資し、地域の機関、業者、地域住民が一体となって問題飲酒に正面から取り組むことができるよう支援する。
- 地域のアルコールの穴場やその近辺で起こった犯罪のより詳しい情報や、酒類販売免許のより詳しいデータをオンラインで試験的に提供する方法を試みる。
- 反社会的な行動に対する手段や権限についての改革の一環として、新たな禁止命令を展開し、NHS プロテクトにこの禁止命令を適用する権限を与えることを検討する。
- 全病院に働きかけ、機密情報を除いたアルコール関連傷害に関する情報を警察や地域機関と共有するようにする。

4. 業界との責任の共有

- 4.1 酒類業界や、広範囲にわたる小売業界、料飲店業界は、我が国の経済において重要な役割を果たしている。酒類販売の免許をもつ 20 万の店舗{注：オフ・トレード＝酒販とオン・トレード＝料飲店の両方が含まれる}のほとんどが、地域社会に建設的で有益な貢献を果たしており、さらに観光客、文化、輸出による利益ももたしているため、経済にも貢献している。経営が安定し、地域に根付いた信頼できるパブは、コミュニティを構成する重要な要素であり、パブが飲酒の監視役を果たしていることで、犯罪や混乱を妨げる一助となっている。
- 4.2 しかしながら、業界のなかには、立地のまずさ、法定年齢に達しない者への販売、極端に安い価格設定、度を越した飲み方の奨励などにより、いまだに無責任な行動を助長しているところがたくさんある。我々はすでに第2章でも、政府が無責任な慣行に終止符を打つべき対策を示した。政府は、この責任は業界も共有すべきものと強く確信しており、業界が、過度のアルコール摂取による害に取り組む行動を積極的に押し進めていくことが望まれる。

行動を変えるための業界の責任

- 4.3 アルコールが引き起こすさまざまな害に取り組む責任は、政府や地方の機関だけにあるのではないことは明白である。それはつまり、業界全体——小売酒販業者、酒類製造業者、また、オン・トレード、オフ・トレードの双方——で、製品開発、マーケティング、広告宣伝などに責任をもって取り組むべき倫理的責任である。このことは、大手の酒造業者には認識されており、業界の自主規制に向け、ポートマン・グループを設立している。我々は、責任協定のもとに非政府組織(NGOs)と連携し、業界と協力して取り組んでいる。なお、この協定には価格設定の問題など、政府しか取り組めない対策は含まれていない。
- 4.4 酒類業界は、消費者の行動と直接のつながりがあり、強い影響を及ぼしている。この点について以下のことが知られている。
- 価格が安くなれば、人々の消費は増える
 - マーケティングと広告が飲酒行動に影響を与えている
 - 売り場のレイアウトと商品の配置場所は、売れ筋商品のタイプと販売量に影響を与える
- 4.5 責任協定によって、酒類産業は「責任ある飲酒文化を育成し、ガイドラインの範囲内の飲み方ができるようにする」核心に迫る取り組みを行なうことを採択した。我々には、そのような文化を実現する手段がある。ガイドラインを超える量をいつも飲酒していると答えたのは22%だからである。業界は、すでにさまざまな地域で宣言をし、対策を始めている。
- ユニット量、妊娠中の飲酒についてのNHSのガイドラインを示すラベルは、2013

年12月までに80パーセントの製品に貼付する。

- オン・トレードでもオフ・トレードでも、アルコールのユニットを表示する
- チャレンジ21・チャレンジ25により、法定年齢に満たない若者への酒類販売を阻止する
- 「ドリンクアウェア」に財政支援をする
- 学校の近くでは広告を出さないなど、広告に対する取り組みを行なう
- CAPs (Community Alcohol Partnership、地域アルコール・パートナーシップ) 他、地域で策定した計画への支援

4.6 企業の中には、さらに独自に宣言を策定し、積極的なリーダーシップを示しているところがある。

- ハイネケン。人気商品のユニット量を減らす
- アズダ。店舗の正面に酒類を陳列しない
- ディアジオ。胎児性アルコール障害についての全国組織(National Organization for Fetal Alcohol Syndrome) による研修を1万人の助産師に受講してもらい、向こう3年間で100万人の女性に妊娠中の飲酒の危険性について相談助言が行なえるようにする
- また、Best Bar None {注：飲酒販売許可店の企業責任にのっとった経営を促進する団体}やCAP (Community Alcohol Partnership) などの地域の活動を支援する。

4.7 業界、NGO、政府は、もっと迅速に、さらなる前進を続ける必要があることをつねに了解してきたが、責任協定は順調に進展した。このことから我々は、酒造業者、小売業者、NGO と引き続き協力し、アルコールについての人々の考えや飲酒の仕方を変えていく支援をする。

4.8 オン・トレード、オフ・トレード双方で、消費者にアルコール度の低い製品を幅広い選択肢のなかから選んでもらえるようにし、2015年までには市場から10億ユニット分を削ることができるようにする、業界の新たな誓約を歓迎する。このことは、公衆衛生上、顕著な効果をもたらし、犯罪件数を減少させ、業界ができる建設的な社会貢献として印象づけられるだろう。

4.9 業界やNGOも参加している「責任協定アルコール部門ネットワーク」は、以下の領域でさらなる進展をはかるようにする。

- ラベルについての責任協定による同意事項に、カロリー表示も組み入れ、消費者にさらなる情報提供を行なう
- 最初の量をシングル/少量にして、1杯量を少なくするようにし、特に注文があったときだけ量を多くするよう促す。
- 飲酒ガイドラインの改訂のつど、ユニットの容量についての明確な情報を提供する

- 商品陳列にも責任を持ち、酒類が取りやすい陳列を変える。たとえば、小売店では、子ども目を引く商品の近くに酒類を置かないようにする。

4.10 続いて我々は、以下について進展があるものと期待する。

- エビデンスに基づいた、効果のあるアルコール教育と予防プログラムを普及させ、若者による飲酒の減少を目指す
- バーの店員向けに研修を行ない、酔った客への販売を減らす
- 職場でのアルコール教育と予防プログラムを実施する
- 新たな保健福祉関連活動をはじめ、CAPs、Best Bar None、Purple Flags、Business Improvement Districtsなどの計画を大規模に拡大する
- 「ドリンクアウェア」の活動範囲と資金提供を拡張支援する責務（2020年まで）を継続する。ターゲットグループへの介入に効率よく向かわせる方法も含む。ドリンクアウェアの本年度の戦略評価があり、政府はその効果と説明責任を最大限に引き出せるよう関与していく
- 業界独自の広告の力を生かし、アルコール消費についての判断力を建設的で責任のある行動に結びつけていく。我々は、ポートマン・グループと協働し、グループの『商品名称、包装およびアルコール飲料の販売促進についての実務指針』が断固たるものであり、広告がネガティブな連想（たとえば、アルコールとワイルドで放縦な行動）ではなくポジティブな連想（たとえば、アルコールをはさんだ健全な人づきあい）へとプラスの方向に結びつけるものであることを裏付ける。

産業育成と責任能力を持つ業界

4.11 我々は、責任能力がある業界を有効活用し、その建設的な育成に一役買うことに取り組んできた。酒類業界は英国経済に約 290 億ポンドの貢献を果たしていると思込まれる。また、総計で 180 万件以上の雇用が、酒類業界によって支えられていると思込まれる¹⁸。

4.12 成長と責任が共存可能であることは明らかである。政府は、酒類販売免許をもつ業者が警察や地方自治体との協力関係のもとに行なう自主規制と積極的な行動を歓迎しており、強く後押ししている。具体的には、Best Bar None の認証を受けた免許のある飲食店、Purple Flag のステータスを獲得したタウンセンターやシティ・センターなどである。また、Business Improvement Districts は、状況を変えようという決断により、どういうことが達成されるかを示す、良い実例となっている。

¹⁸ 英国飲酒部門の経済展望及び 2008 年の予算及び事前予算報告で発表された関税と VAT の影響, Oxford Economics (February 2009).

- 4.13 犯罪や騒乱は、パブやクラブやそれ以外の場所でも許されないという明確なメッセージが送られたが、そのほかにもいろいろな改善の方策により、客足が伸び、業界が活性化したことが証明されている。たとえば、酒類販売免許保有店がダーラムの Best Bar None のプログラムに3年以上参加したところ、およそ75%の累積的取引増加、タウンセンターでは50%の客足増、さらに87%の暴力犯罪の減少が見込まれると報告されている。

官僚的形式主義から脱する

- 4.14 我々は、社会的責任を担う業界が意味のない煩雑な手続きを踏むことに何のメリットも見いださない。しかし、同じく一方では、酒類販売免許制度の整合性を保って、社会や個人のリスクなどおかまいなく抜け穴的業界で利益を得ようとする無責任な業者から、社会を守る必要があることも確かである。そこで、我々は、酒販免許発行機関の大幅な裁量を設定し、各地域のニーズに合わせた決定ができるようにしたらどうかという点について、以下を中心に意見を聴取し検討する意向である。
- 一時的なイベント開催にともなう酒類販売免許(TEN)の発行については、地方府レベルで決定できる簡素な手続きを導入するようにする。そして、一時免許の発行制限を、現行の1店舗あたり12件のイベントから15件または18件へと変更し、地域行事に合わせた酒類の単発的販売に対応しやすくする
 - ごく少量の酒類を取り扱うのみで、犯罪や騒乱とはかかわりが薄いと考えられる店舗に関しては、販売免許についての負担を軽くする。たとえば、店舗には個人免許を取得した店員を置かなければならないといった取り決めを除外する。
 - 酒類を販売しない店舗での深夜のスナック類提供の免許の発行に関しては、地域が柔軟に決定できるようにする。そのような免許の発行が必要なときには地域機関レベルで決められるようにする。

我々は、これからもアルコール乱用の問題に取り組むための企業責任と企業の具体的行動を押し進めていく。我々は：

- アルコール乱用を低減するという新たな取り組み事項を、酒類業界がうまく取り入れることができるよう働きかけを続ける
- 責任協定にもとづき酒類産業に働きかけを続け、酒類産業が企業責任をともなう方向でマーケティング、広告、製品販売を行なっていくようにする。そして、「責任ある飲酒の文化を育てよう。それにより、人々はガイドラインに基づいた飲み方ができるようになる」というコア・コミットメントを普及する。
- 社会的責任能力のある業界への官僚的形式主義をやめる。酒販免許発行機関が地域のニーズに応じた決定ができるような裁量権を増やす。
- カロリーのラベル表示、すでに酔っている客に酒類を販売しないこと、「ドリンクアウェア」への責務の継続などの諸点についても、業界とともに取り組みを続ける。

5. 個人の変化を支援

5.1 大量飲酒に取り組むための、すべての人に当てはまるような「万能の」解決策はない。我々は、これを成し遂げるために、政府、地方自治体、産業分野が取るべき広範な行動を前章ですでに述べた。結局のところは、個人が自分の行動をコントロールし、変化させる必要があるのだが、そのための手助けが必要な人もいる。以下のことが知られている。

- ガイドラインより多量の飲酒を習慣化している人の83%は、自分たちの飲酒が長期的に健康を危険にさらしているとは考えていない¹⁹。
- ほとんどの喫煙者は禁煙をしたいと思っているが、低リスク・ガイドラインを超える飲酒をしている人の18%しか、実際に行動を変えたいとは思っていない。
- 外的・環境的な要因は、肯定的にも否定的にも、個人や集団の飲酒の総量や飲酒の仕方に絶大な影響を与え得る。

5.2 この章では個人が変わることをどう支援できるかについて提示する。

- すべての人に過度の飲酒の危険について周知させ、責任ある飲酒についての情報に基づいた選択ができるようにする。
- 行動を変えるためには支援が必要な人たちがいることを認識し、その支援を、特に地域の最もアルコールの害を受けやすい人たちに利用可能とする。

危険を理解する

5.3 飲酒パターンは、社会集団、パートナー、家族、職場のプレッシャーなどに応じて、人生を歩み続けるなかで変化する。親になること、離婚、近親者との死別、健康が脅かされることなど、人生の出来事は、飲酒パターンに影響を与え、さまざまな道筋で人々に影響を及ぼしている。

5.4 飲酒開始年齢が非常に早く、しかも過度に飲酒することは、若者の健康や成長に重大な危険を及ぼす。16歳未満の子どもの大半(55%)には飲酒経験がまったくない²⁰。だが、この10年間は飲酒頻度が低下しているにもかかわらず、定期的なヨーロッパ調査によれば、イギリスの15歳から16歳の学生の飲酒は他のヨーロッパ諸国と比べてかんばしくなく、楽観することはできない²¹。イングランド行政官庁首席医務官(Chief Medical Officer for England)の「15歳未満はいつさいの飲酒をすべきではない」という2009年のガイダンスは、年少で飲酒を開始した若者は遅く飲酒を開始した若者よりも飲酒頻度や飲酒量が多くなり、その結果、青年期や成人期にアルコール問題を起こしやすいという事実に基づいたものである。若者にアルコールに関

¹⁹ ソーシャル・マーケティング・データ、保健省（未発表）

²⁰ Fuller,E.(2011) 英国における若者の喫煙、飲酒、薬物の使用 2011、Information Centre for Health and Social Care

²¹ Hibell,B.(et.al)2007年 ESPAD レポート。欧州 36 カ国における学生の薬物（物質）使用。

連する危険を認識させるため、10代の喫煙・飲酒・薬物使用・危険な性行動の軽減を目指した、若者を対象としたマーケティング・プログラムに新たに260万ポンドが投じられたことは重要な特徴である。

- 5.5 我々は、健康的な飲酒を推進するために、若者に最大の影響力のある人たちを支援する。親の関わり方は子供が青年期や成人期に責任ある飲酒をするかどうかについて、重要な影響を与えるが、アルコールの引き起こす害について子どもと計画的に話し合いをしたという親は17%しかいない²²。バロネス・ニューラブが最新の報告書で述べているように、子供が成長しおとなになったときのアルコールに対する姿勢に親がどう対応するかが影響を与えていることを考慮に入れる必要がある。親に対するガイドラインは以下の様々な公的・地域的な機関で確実に入手できるようにする——NHS チョイシーズ (NHS Choices)、ダイレクトガヴ (Directgov)、ファミリー・ライヴス (Family Lives)、ネットマムス (NetMums)、マムスネット (Mumsnet)、ダッドトーク (Dad Talk)、コンタクト・ア・ファミリー (Contact a Family)。
- 5.6 政府は、深刻な問題を抱えた国内の12万の家族の生活を改善するために、4億4800万ポンドを投じている。我々は地方自治体と協力しながら、彼らの教育と雇用を支援し、さらに犯罪や反社会的行動にも取り組んでいく。これらの家族の相当数は、アルコール依存、精神疾患、家庭内暴力、かんばしくない養育、長期の公的扶助依存のような問題も抱えている。こうした家族は救いようが無いのではなく、集中的で一体となった支援によって改善されるのだ。
- 5.7 優良な学校は、地域社会の健康や福祉の推進に重要な役割を果たしている。学校は、生徒の身体的・精神的健康や安全と学業成績との間には関連があることを理解しており、心のケアをし、アルコールの乱用から起こる、あるいはそれに導く問題に早期に介入するのにうってつけの位置にある。人格・社会性・健康・経済 (PSHE) 教育についての政府報告は、全学校でPSHEの質を高め、その結果の核をなすものに焦点を当て、生徒が何を知る必要があるかについて、親や地域と相談をしながら、学校にできることを探っていくこともカバーしている。学校と学校外のサービスにより、幼少期から成人期へ移行する若者の分析センター (Center for the Analysis of Youth Transitions (CAYT)) を通じ、効果的なアルコール予防プログラムについての情報を得ることもできる。
- 5.8 若いころからの飲酒や若者のアルコール乱用に対する重要な抑制因子となるのは、支え合いの人間関係、大きな志、好機である。それが、政府のすべての青少年政策をまとめたポジティブ・フォー・ユース (Positive for Youth) が設定した構想の重点である。合同戦略ニーズ評価 (Joint Strategic Needs Assessment) による地域のニーズの評価と一体化された任務、各セクターを超えたパートナーシップは、

²² Williams.B.,Davies,I,Wright V.(2010) ,児童、若者とアルコール、児童・学校・家族局

若者が早めに助けを求め、開業医や青少年機関のような信頼できるサービスに助言を求めるために重要である。若者の参加は効果的な地域支援を形成する鍵である。

- 5.9 アルコール関連の問題で救急外来を受診する患者の3分の1は18歳未満だが、その際の若者への対応は地域によって著しい差がある²³。医療サービスには、このような「治療可能なチャンス」に、飲酒について若者に助言を行なえるようにする責任がある。保健省は、臨床医、王立大学、児童サービス施設長協会と協働して、飲酒のために救急外来を受診した若者が、適切なフォローアップや治療を受けることができるモデルを開発した。親に連絡を入れることも含まれている。最近の報告では、性に関する保健サービスをアルコール乱用に取り組む機会とすることが注目されているが、それは若者の飲酒と性の健康被害の関連が強いからである²⁴。保健省では性病を扱う診療所でアルコールについても助言する介入を指導している。
- 5.10 25歳未満の若者のほうが、他のどの年齢グループ²⁵の成人よりもかなり多く酩酊したという経験があり、約50%の学生は低リスク・ガイドライン²⁶以上の量を飲酒していると報告されている。25歳未満の若者は、凶悪犯罪の被害者になるリスクが最も高い²⁷。青少年に受け入れられやすい情報を提供している、ドリンクアウェアの「楽しい時間がこんなにひどいことになるなんて」のキャンペーンのような好例がある。将来、このようなキャンペーンがさらに増えることを期待したい。
- 5.11 過度のアルコール摂取のリスクを学生たちが理解し、そのうえで行動できるよう支援する重要な役割が大学に期待されている。また助成金を受けている飲食店の雰囲気は飲酒をあおるようなものではないかの確認も期待される。ドリンクアウェアはウェールズの大学の「社会通念」に基づいた調査を助成している。たとえば、仲間同士の付き合いだと飲酒量が増えるのが現実だという認識は、実際の飲酒量（より少量）をみれば否定されるということである。アルコールなしでは楽しめないと信じる世代を育てないためにも、我々はできる限りのことをしていきたい。
- 5.12 成人男性(25~64歳)の約3分の1、同年代の女性の5分の1は、低リスク・ガイドラインに示された量を超えて飲酒しているという。さらに、この年代の男性の8%、女性の4%は、低リスク・ガイドラインに示された量の2倍以上は飲酒していると認

²³ East Midlands Public Health Observatory によるデータ（未発表）

²⁴ アルコールとセックス：性的な不健康、Royal College of Physicians and British Association for Sexual Health and HIV, 2011年12月

²⁵ Matthews, S. and Richardson, A.(2005) 2003年加害・犯罪・司法調査：アルコール関連の犯罪と混乱：Home Office Research Findings 261, Home Office:London、

²⁶ Gill, J.S.(2002) 過去20年間にわたる英国の大学生の人口のなかの報告によるアルコール消費とビンジ・ドリンキング アルコールとアルコールリズム

²⁷ Chaplin, R., Flalley, J. and Smith, K.(2011) イングランド及びウェールズにおける犯罪, 2010/11, Home Office Statistical Bulletin 10/11, London Home Office

めている²⁸。この年齢層は親世代であり、親が過剰に飲酒すれば、子どもを危険にさらすことになる。ストレス解消のために習慣的に飲酒することは容認されているが、そのために多くの人が慢性的疾患である肝臓病、糖尿病、心臓病、乳がん及び消化管がんの危険にさらされている。最新の推計によれば、不適切な行動 [過剰な飲酒] を続けていけば、今後 20 年間で、7 万人以上が回避可能な死を迎えることになるのだ。

- 5.13 我々はこの問題に取り組むための十分な対処法をすでに講じている。2012 年 2 月には、完全統合版の「チェンジ・フォー・ライフ (Change4Life)」²⁹キャンペーンを発表し、低リスク・ガイドライン以上に飲酒した場合の健康被害を明らかにし、責任ある飲酒を奨励するための情報や手段を提供している。このキャンペーンは、人が緊張をほぐすためにアルコールを用いるのはなぜか、一杯だけのつもりが、いとも簡単にもっと欲しくなるのはなぜか、などの洞察に基づいたものである。エビデンスにより、このキャンペーンが健康状態を改善し、金額に見合う価値があることが明らかになれば、さらに広げていく。
- 5.14 さらに深く支援するため、我々はイギリス政府医療長官 (the UK Government's Chief Medical Officer) であるデйм・サリー・デイヴィス (Dame Sally Davies) に、成人用アルコール・ガイドラインのレビューを監督してもらえるよう依頼するつもりである。また、アルコールのリスクをうまく伝えるために、利用可能な科学を考慮に入れ、個人が負うリスクと社会に及ぶ害の両方が広く理解されるよう改善を進めている。これには、一度に大量に飲むという場合や、65 歳超の場合には別に助言することが望ましいのか、ということも組み込まれる。若者や妊娠中あるいは妊娠しようとしている女性に対する現行のガイドラインの補足になるだろう。
- 5.15 胎児性アルコール・スペクトラム障害 (FASD) は、母親の妊娠中の飲酒に起因する。それは生得的障害で、その子供と家族に深刻な影響を与える。広範囲に及ぶ障害として、知的障害、記憶障害、注意欠陥障害、言語障害、視覚・聴覚障害、てんかん、心臓欠陥などがある。この障害は全て妊娠中の飲酒によるものなので、完全に予防が可能である。胎児性アルコール・スペクトラム障害の発生率に関するしっかりとした情報が無いため、相当数の子どもが診断されていない可能性がある。胎児性アルコール・スペクトラム障害は、母親が自分の妊娠に気づく前に飲酒しても生じるものである。そのため、予防が強く関連しているのは、総人口における、特に女性における大量飲酒の割合の減少である。我々は引き続き、妊娠中あるいは妊娠を望んでいる女性は飲酒をしないという認識を高め、さらに保健関係者の認識も高めていく。

²⁸ Office of National Statistics(2011) 成人の喫煙と飲酒 2009、General Life Style Survey 報告

²⁹ <http://www.nhs.uk/Change4Life/Pages/change.for.life.aspx>

- 5.16 健康サービスにおいては、十分に活用されていないとはいえ、危険にさらされている人を特定し、アドバイスを与え、必要とする人を支援できる絶好の機会がある。たとえば、NHS スタッフによる定期健診の場や、救急外来のような特定の場で、しっかりしたエビデンスがある簡易介入を行なう機会などである。「確認と簡単な助言 (Identification and Brief Advice: IBA)」は、アルコール問題について概して助けを求めてこない、ガイドライン以上の飲酒をする人たちに対する簡易介入である。IBA は、減酒に成果を上げており、それにより健康を増進し、病院の受診を減少させている。IBA の利用で、危険な飲酒をしている人たちの少なくとも 8 分の 1 が減酒している。国立臨床研究所 (National Institute for Health and Clinical Excellence: NICE) は、NHS の医療専門職に対して、危険が増加しているグループに焦点を当てた、定期的なアルコール問題のスクリーニングを実施するよう提言している。
- 5.17 保健省は、40 歳から 75 歳までの成人を対象とした NHS 健康診断のなかに、アルコール問題の特定とその後必要な手短な助言を、2013 年 4 月から初めて導入する予定である。保健省はまた、最近発行された「賢い飲酒のためのスクリーニングと介入プログラム (Screening and Intervention Programme for Sensible Drinking (SIPS))」調査によるデータを確認し、「質と結果のフレームワーク (Quality and Outcomes Framework)」により、一般開業医の更なる行動を支援できるか検討している。
- 5.18 我々は、新たに地域保健の責任を負うようになった地方自治体に対して、プライマリー・ケアのスタッフが SIPS の調査研究報告に示されたエビデンスをもとに、IBA への現地投資を増やすべきとする強硬な主張を検証するよう促している。
- 5.19 アルコール連携看護師は、重篤なアルコール問題や重複した健康問題などで入院する患者の将来の健康の改善を図る二次予防について、極めて重要な貢献を NHS に対して行なっている。我々は、全病院にアルコール連携看護師を雇用して以下の業務を行なうよう奨励している。
- アルコール問題のある患者の院内医療管理
 - 地域のアルコールと他の専門的サービスとの連携
 - 病院内の他の医療従事者に対する教育と支援
 - 妊産婦のような、院内の重要な患者層に焦点を当て、IBA を行なう
- 5.20 アルコールは一部の DV の動因となることが知られている。家庭内暴力などの女性や女兒に対する暴力の根絶は、政府にとって優先事項である。昨年、政府は、「女性と女兒に対する暴力の根絶」を発行し、その達成のために我々はどうすべきかを示した。今月、支援活動についての詳細な領域が更新され³⁰、第一線の臨床家が加害者と被害者に適切に対応するスキルを備えることも盛り込まれた。薬物摂取と飲酒が、暴力の頻度と深刻さを潜在的に増加させるという事実の理解は、重要である。我々

³⁰ Home Office (2012) Call to end violence against women and girls. Taking Action – 次章に

は、すべての領域で、最新のNICEのガイダンスが実現され、有害な飲酒やアルコール依存のマネジメントに関して質的水準に達することを望んでいる³¹。

治療と回復

- 5.21 有効な治療と回復の提供は不可欠である。政府の薬物戦略は、アディクション（アルコールを含む）に苦しんでいる人たちの全面的な回復に向けた支援への熱意を我々がどう高めているかを明確に示している。アルコール依存症者への有効な治療が増強されれば、アルコール関連の入院を低減させ、NHSのコストを減少させる直接の機会を提供することになる。アルコール依存の治療に成功すれば、その後の疾患が予防できることも明らかである。
- 5.22 アルコール依存症の治療を受けている約31,000人(33%)は、子どもの養育責任のある成人である。さらに20%は別居している子どもの親である³²。地域の治療や子どもと家族へのサポートの協働は、家族を取り巻くいろいろな人が関与するチームの一部として増加しており、アルコール関連問題を確認し、対応している。家族介入プロジェクト(Family Intervention Project: FIPs)は、問題のある家族に効果的に取り組んでおり、薬物とアルコール問題を34%、反社会的行動を58%、無断欠勤を50%以上減少させている³³。
- 5.23 回復とは医療や精神保健の問題を超えたものであり、子どもの養育、住居、雇用、犯罪への関与など、依存を強化する広範な要因への対応が必要とされる。政府の薬物戦略(Government's Drug Strategy)は、薬物やアルコール依存の回復の成果に対する資金援助に取り組む8か所の実験地域と我々がどう協働しているかを明らかにしている。このサービスはすべて2012年4月から委託する予定である。

精神保健

- 5.24 精神疾患とアルコール依存の危険性の増大には明確な関連がある。つまり、多量飲酒によって心の健康が不安定になるし、精神保健に問題があると、健康を危険にさらすほどの飲酒をしがちだということである。子どもにとって、アルコールの乱用は感情的・精神保健的問題と結びついている。子どもや成人の健康な精神保健の促進によって、アルコール乱用の予防が可能である。親業プログラムや子ども向けの予防プログラムは、特に問題を早期に発見できれば、両方とも役に立つものである。
- 5.25 我々は「精神保健なくして健康なし (No Health Without Mental Health)」という政府の精神保健戦略を実施する枠組みの発表を予定している。そこでは、地域の機関では何ができるか、政府や国の機関がそれをどう支援するかが定められており、それによって、(精神保健と薬物・アルコールの問題が同時に存在する)重複診断を

³¹ www.guidance.nice.org.uk/

³² National Alcohol Treatment Monitoring System のデータ, National Treatment Agency (未発表)。

³³ 2011年3月までの家族介入プロジェクトの観察と評価

含んだ精神疾患の治療とともに、健康な精神保健と福祉をも促進しようとしている。

犯罪者

- 5.26 アルコールは非常に多くの犯罪の原因となっており、ほぼ 100 万件(全体の 44%)の暴力犯罪はアルコールに関連している³⁴。成人でも若年者でも、危険度の高い飲酒レベルの人は犯罪率も高い。刑事司法制度に参入して、犯罪者を罰するだけでなく、アルコール問題を克服し、再犯を防ぐための支援を提供する機会としていく必要がある。
- 5.27 地域に対しては、犯罪司法手続きのなかで、対応可能な時期を見極め、可能な限り早期に特定し、対処するようという助言がされている。我々は地域への支援として、犯罪者のためのアルコール介入・治療サービスへの現地投資について、費用対効果の分析を行なっている。我々は、8カ所の試験地域（ここでは薬物やアルコール依存の回復の成果に対して資金援助をするアプローチが展開されている）の評価から学んだことを生かし、犯罪者のアルコール治療の成果払いアプローチ (Payment by Results approach) の可能性について情報提供している。
- 5.28 刑務所はリハビリテーションと依存症に取り組む場所として重要な位置にあるため、我々は 2012 年 7 月より 4 か所の刑務所において、アルコール介入の手続きと結果の枠組みを開発し、すべてのタイプの刑務所での効果的な介入の委任についての情報提供を行なう予定である。2013 年 4 月からは、NHS 委託委員会 (NHS Commissioning Board) が、受刑者や拘留中の人たちの委託保健サービスや施設の責任を引き受けることになる。これによって、国と地方のレベルにおいて、受刑者のアルコール関連疾患と再犯を予防する支援が行われるようになる。
- 5.29 我々は、裁判所によって地域内刑罰 (community sentence) の一部として命じられるアルコール治療条件 (Alcohol Treatment Requirement) の適応範囲を広げ、さらに深刻なアルコール関連の犯罪に見合った治療法を地域が調整できるようにしていきたい。我々は、反社会的行動に対する改革に取り組んでいる。そこにはアルコール治療につなげ、その人の行動を突き動かす潜在的な問題に取り組める建設的な行動に取りかかるよう命じることのできる新しい社会的秩序が盛り込まれている。
- 5.30 多くの地域で、アルコールや薬物による逮捕者への統合された取り組みが提供されているが、その一例は、警察の留置場に薬物・アルコール連携ワーカーを配置し、逮捕者のニーズを評価し、適切な治療サービスへ導くことである。地域の優先順位によっては、最近、内務省より助成を受けている薬物・アルコールによる逮捕者へ

³⁴ Chaplin, R., Flatley, J. and Smith, J. (2011) イングランドとウェールズにおける犯罪 2010/11 Home Office Statistical Bulletin 10/11. London: Home Office. Supplementary Tables 7 <http://www.homeoffice.gov.uk/scienceresearch/research-statistics/crime/crime-statistics/bcs-supplementary-tabs/>.

の薬物介入プログラム(Drug Intervention Programme)の利用も可能となった。

**実行：我々は、情報を与え、ニーズを支援することで、
人々の行動の変化を促していく。**

- 成人のアルコール・ガイドラインを見直し、それにより、人々が飲酒に対して十分な情報を得た上で、責任ある選択が行なえるようにする。
- アルコールを初めてチェンジ・フォー・ライフ(Change4Life)に組み入れ、継続中の社会啓発キャンペーンに参加して、低リスク・ガイドライン以上に飲酒する健康被害を明らかにする。
- 2013年4月から、成人のNHS健康診断にアルコール診断を組み入れる。
- 若者への社会啓発を通じて、親が子どもたちの行動に真に影響力を持てるよう支援する。
- 4億4,800万ポンドを運用し、国内12万人の最も問題を抱えた家族の生活を改善する。そのうちのかなりの数の家庭にアルコール関連問題があるだろう。
- アルコール関連で救急外来を受診する18歳未満の患者を減少させる方法を開発する。
- 4か所の刑務所において、アルコール介入の手法と結果の枠組みを開発し、すべてのタイプの刑務所での効果的な介入の委任について情報提供を行なう。
- 地域内刑罰の一部として裁判所によって命じられるアルコール治療条件の適応範囲を広げる。
- 犯罪者へのアルコール介入と治療サービスについて、地域が出資する場合の費用対効果の分析を行なう。
- 試験地域と協力して、薬物・アルコール依存症からの回復について成果払い方式を開発する。

次の段階

この戦略は、アルコールの被害に対応し、責任ある行動の促進をはっきりと約束している。個人、地域、地域機関、地域施設、国営産業の全てに果たすべき役割がある。我々は、今後数ヵ月間で、この戦略で強調された部分に向けて、協議を開始し、行動する。最新の情報については以下のアドレスを参照していただきたい。

<http://www.homeoffice.gov.uk/about-us/consultations/>